

番号：130782

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部乾燥畑作地帯第一課

案件名： コメ振興支援計画プロジェクト（ジェンダー）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：ジェンダー
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等：

- (1) 全体期間：2013年9月中旬から2013年11月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.40M/M、現地 0.93M/M、合計 1.33M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地調査期間	整理期間
3日	28日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：8月28日(12時まで)
- (4) 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：

1) 業務方針の的確性	6点
2) 業務方法の整合性、現実性等	12点
3) 当該業務実施上のバックアップ体制	2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：

1) 類似業務 ^{注1)} の経験	40点
2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域 ^{注2)} での業務経験	8点
3) 語学力 ^{注3)}	16点
4) その他学位、資格等	16点
- (計100点)

注1) 類似業務：ジェンダー主流化に係る各種業務

注2) 対象国／類似地域：タンザニア／全世界（本邦含む。）

注3) 語学の種類：英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：
黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

タンザニアにおいて農業分野は、GDPの約4分の1および輸出額の約2割程度を占め、かつ人口の4分の3の生計を支えており、タンザニアにおける経済成長の核であると共に貧困削減の鍵である。そのため2010/11年度から5年間を対象とする国家開発戦略「成長と貧困削減のための国家戦略フェーズII（MKUKUTA-II）」では、農業の成長率を2015年までに6.0%に上げることを目標としているが、農業セクター成長率は過去数年4～5%/年で推移している。その中でメイズに次ぐ穀物生産量（132万トン、2012年）であるコメは、技術的観点から生産増のポテンシャルが高くかつ換金作物であることから、「農業の商業化」を目指すタンザニア政府は、コメ生産量の増加を優先課題としている。しかし、消費の増大に国内生産が追い付かずに、国内

消費量の 7～8%を占める 10 万トン以上を海外からの輸入に頼っている現状である。そのためタンザニアは国家稲作開発戦略 (National Rice Development Strategy: NRDS) を 2009 年に策定し、2008 年のコメ生産量 899,000 トンを 2018 年には 1,963,000 トンへ倍増することを目標として掲げている。

我が国は、タンザニアにおける農業分野支援として、1970 年代からキリマンジェロ州における灌漑稲作技術にかかる協力を実施してきた。その成果として、「キリマンジェロ農業研修センター (KATC)」の機能が強化されるとともに、農家圃場でのコメの生産性が向上する栽培体系と研修方法が確立された。引き続いて 2007 年～2012 年は、この研修方法を活用してコメ生産技術を全国に普及することを目的に、各地域を担当する農業研修所 (5 ヶ所) と連携した技術協力プロジェクト「灌漑農業技術普及支援体制強化計画 (タンライス-1)」が実施された。その結果として同プロジェクトでは、コメ生産性の向上を目標として約 40 ヶ所の灌漑地区に対する研修を実施し、農家圃場レベルでの普及効果の発現が確認された。また、より経験のある灌漑地区に対しては、マーケティングや灌漑組合組織強化などの分野で「課題別研修」を実施した。

こうした状況を受けてタンザニア政府は我が国に対し、農業・食糧保障・協同組合省 (MAFC) 研修局とザンジバル農業・天然資源省 (MANR) をカウンターパート機関、同研修局の 6 研修所および MANR のキジンバニ農業研修所の計 7 ヶ所を実施機関として、灌漑農地だけでなく天水畑地・天水低湿地も含めたコメ生産に係る研修を通じた技術普及を推進するため、さらなる技術協力の要請を行った。これを受けて JICA は、2012 年 11 月から 6 年間の予定で技術協力プロジェクト「コメ振興支援計画プロジェクト」(タンライス-2) を実施している。

タンライス-2 は、コメ生産性向上のための研修を全国的に実施することにより、コメ振興技術が優先コメ生産地域の農家によって活用されることをプロジェクト目標としており、これまでにチーフアドバイザー/マーケティング、稲栽培技術、水管理/農民組織、稲作普及/モニタリング、業務調整の各分野の長期専門家計 5 名が派遣されている。これら長期専門家に短期専門家を合わせて 6 分野 (普及/モニタリング・稲作栽培・ジェンダー・灌漑地区管理・マーケティング・バリューチェーン) を支援している。実施機関である 7 研修所から各分野に計 14 名～16 名の教官がカウンターパート (C/P) として配置されており、各分野の C/P 群は「タスクグループ」(TG) と称される。

現在、プロジェクト開始から約半年が経過し、その間にプロジェクトの共通理解の醸成と基礎的整備を行った後、長期派遣専門家が主に指導する 4 分野で TG 会議を開催して全体活動計画案・年間活動計画案を策定している。

ジェンダー分野に関しては本年 3 月に運営指導が実施され、全国 7 箇所の研修所から選出された 14 名の教官により構成されるジェンダータスクグループ (以下、GTG) メンバーへの指導者研修 (TOT) の実施、GTG 業務内容の検討、全体活動計画素案と年次活動計画素案の作成に係る作業が行われた。しかし、TOT の実施、活動計画の最終化及び新規研修教材の開発については、GTG メンバー 14 名のうち新規参加 2 研修所を含めた合計 10 名が前フェーズ・タンライスを未経験であること、上述の運営指導後にプロジェクト内において形成された合意によればタスクグループの活動計画についてプロジェクト協力期間終了後までを見据えたフェージングが期待されていること (Preparation、Implementation、及び Exit フェーズ)、並びに同運営指導により新規研修教材の開発が計画されたことにより更に追加的な作業が必要となっている。

今回派遣される専門家の業務は、ジェンダー課題別研修の実施方法に関する TOT 実施、ジェンダー研修の実施方法に関する TOT 実施、GTG の活動計画案の最終化、新規教材の作成について助言を行うこと、加えて、ジェンダー課題別研修の研修効果を測定する方法につき検討し提言をまとめることを目的とする。

7. 業務の内容

本コンサルタントは技術協力の仕組み及び手続きを十分把握の上、他の専門家と協力し、円滑な協力の実施を行う。

具体的担当事項は次の通りとする。

[ジェンダー]

- (1) 国内準備期間 (2013 年 9 月中旬)
 - 1) 既存資料によりプロジェクトの全体的な状況及びジェンダー主流化アプローチを理解する。
 - 2) 上記アを踏まえて、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述した業務計画書 (和文・英文) を作成し、JICA 農村開発部に提出する。
- (2) 現地派遣期間 (2013 年 9 月下旬～10 月下旬)
 - 1) プロジェクト関係者 (プロジェクト専門家、C/P) 及び JICA タンザニア事務所へ業務計画書を提出し、業務内容の確認を行う。
 - 2) ジェンダー課題別研修に関する既存のポスター教材等を把握した上で、作成が予定されているジェンダー課題別研修に関する DVD 映像教材 (各研修所における他の教官、及び県の農業普及員へ対する使用を想定) について、同映像教材の中で強調すべきポイントの整理及びシナリオ案の作成を支援する。また、その検討結果については、プロジェクト専門家と共有し、以下 4) の際にプロジェクト専門家がビデオカメラにより実際の研修風景を撮影することを想定している。(DVD 教材の作成に関する、本コンサルタントによる更なる追加的な技術支援は想定していない。)
 - 3) 一般研修のうちジェンダー研修に関する既存のポスター教材等を把握した上で、一般研修のうちジェンダー研修について作成が予定されている DVD 映像教材 (各研修所における他の教官へ対する使用を想定) に関して、同映像教材の中で強調すべきポイントの整理及びシナリオ案の作成を支援する。また、その検討結果については、プロジェクト専門家と共有する。(DVD 教材の作成に関する、本コンサルタントによる更なる追加的な技術支援は想定していない。)
 - 4) 本コンサルタント派遣時までに決定される特定の灌漑地区 (概ね 1 箇所を想定) において、ジェンダー課題別研修の実施方法に関する研修 (TOT) を GTG メンバーへ対して行う。さらに、GTG メンバーが農民に対するジェンダー課題別研修を実際に行う際に、GTG メンバーに対して必要な助言及び提言を行うことを通じて On the job training として TOT を行う。また、本活動を通じてジェンダー課題別研修による研修効果 (インパクト) を測定する方法を検討し、提言として取りまとめる。
 - 5) 上述 4) と同一の灌漑地区において、一般研修のうちジェンダー研修の実施方法について GTG メンバーへ対して TOT を行う。尚、上述 4) と異なり、一般研修の TOT については、農民を対象とした、一般研修の一部としての OJT 実施は必ずしも想定していない。
 - 6) 本年 3 月に作成された全体活動計画素案と年次活動計画素案をベースとし、プロジェクト協力期間に渡る GTG の活動計画及び本年の活動計画を GTG メンバーが所定の様式に沿って活動計画案として取りまとめる作業を支援する。また、同活動計画のうち、プロジェクト協力期間に渡る活動計画の策定においては、プロジェクト終了後の実施体制・能力等を示す必要があることに留意する。なお、同案は合同調整委員会 (2013 年 11 月開催を予定) で承認されて正式な計画書となるので、本段階では活動計画案である。
 - 7) 上記 2) から 6) までの結果を踏まえて、現地業務結果報告書を作成し、プロジェクト関係者及び JICA タンザニア事務所に提出・報告を行う。
- (3) 帰国後整理期間 (2013 年 10 月下旬)
 - 1) 専門家業務完了報告書 (和文) を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワーク・プラン
和文 2 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)
英文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)

- (2) 現地業務結果報告書
和文要約 2 部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)
英文 3 部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)
- (3) 専門家業務完了報告書
和文 2 部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD、写真データ等を含む)も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は2013年9月21日～10月18日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

- ・チーフアドバイザー/マーケティング(長期派遣専門家)
- ・稲栽培技術(長期派遣専門家)
- ・水管理/農民組織(長期派遣専門家)
- ・稲作普及/モニタリング(長期派遣専門家)
- ・業務調整(長期派遣専門家)
- ・マーケティング(短期専門家)

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舍手配
あり
- ③ 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)
- ④ 通訳備上
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- ⑥ 執務スペースの提供
農業食糧保障組合省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供(インターネットは使用可能ですが、回線の状況が不安定な場合があります。)

- (2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・詳細計画策定調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008326.html>)

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。
- 2) タンザニア入国に際しては、査証とは別に在留免責証明書（Exemption Certificate:EC）または就労許可証（Work Permit:WP）を入国前に取得する必要があります。必要書類取得にかかる手続きについて、本業務実施契約（単独型）締結後、当機構タンザニア事務所より必要書類等をお知らせします。
- 3) タンザニア国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、機構タンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。

以上